

## 吉岡町GIGA スクールサポーター業務委託に係るプロポーザル実施要領

### 1. 目的

この要領は、吉岡町GIGA スクールサポーター業務を委託するにあたり、「GIGAスクール構想」により実現される新たな学びに対応するため、学校におけるICT機器の運用、授業での活用支援及び使用マニュアル作成、トラブル解決等に当たるICT人材を学校に配置（又は派遣）することができる事業者を選定するため、その選定方法等について定めるものとする。

### 2. 募集方法

公募型プロポーザル方式により広く複数の事業者からその提案内容等を募集のうえ比較検討し、最も目的達成に寄与し、費用対効果を見込むことができる事業者を選定する。

### 3. 業務概要

#### (1) 業務名

令和2年度 吉岡町GIGAスクールサポーター業務委託

#### (2) 業務内容

吉岡町GIGA スクールサポーター業務委託仕様書(以下「業務仕様書」という)のとおり

### 4. 委託期間 令和2年11月1日から令和3年3月31日まで

### 5. 業務の規模(上限)

2,300,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 上記、予算限度額は予定価格を示すものでなく、提案の規模を示すものであるが、見積書の金額はこれを超えないこと。

### 6. 公募に関するスケジュール

実施内容	実施期間または期日
実施要領の公表	令和2年9月14日～23日
質疑の提出期限	令和2年9月25日
質疑回答期限	令和2年9月30日
参加表明提出期限	令和2年10月5日
提案書の提出期限	令和2年10月12日
プレゼンテーション	令和2年10月中旬 *
選定結果の通知	令和2年10月中旬
契約の締結	令和2年10月下旬

\*プレゼンテーションの実施方法など詳細については、別途通知します。

## 7. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(以下「参加希望者」という。)は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(平成22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 町の令和2年度入札参加資格を有していること。(なお、未登録事業者については、審査日までに登録を済ませること。)
- (3) 町から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 書類提出時において、国税及び地方税について滞納がないこと。(特別な理由により延納、徴収猶予を承認されている場合を除く。)
- (5) 経営に実質的に関与している者及び使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。

## 8. 質疑及び回答

参加申出及び提案書の作成について質問がある場合は質問書(様式3)にて電子メール又はFAXにて受け付ける。各質疑内容は取りまとめのうえ、質問の提出があった事業者(提案書についての質問は全事業者)に対し回答期日までに電子メールまたはFAXにて回答する。

### (1) 参加申出・提案書に関するもの

質問期日 令和2年 9月25日(金)まで

回答期日 令和2年 9月30日(水)まで

## 9. 参加申出書の提出

本プロポーザルへ参加希望する者は、下記により参加申出書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和2年10月5日
- (2) 提出方法 吉岡町教育委員会事務局教育総務室へ郵送
- (3) 提出書類
  - ア参加申出書(様式1)
  - イ会社概要書(様式2)
- (4) 提出部数 各1部

## 10. 提案書の提出

次に定める書類を揃え、令和2年10月12日(月)午後5時までに、吉岡町教育委員会事務局教育総務室まで郵送の方法で提出する(必着)。

- (1) 提案書 正本1部、副本8部(表紙:様式 )

A4縦(A3の場合はA4サイズに折りたたむ。)で、提案限度額の範囲内で実施可能な提案項目、その他独自の企画等について提案する。

①提案書(業務のコンセプト・実施手法・構成等)

②業務スケジュール

③業務の遂行体制(人員・資機材等)

\*注意 正本については、「吉岡町GIGAスクールサポーター業務提案書」と提出年月日、事業者名・代表者名・代表社印を記載した表紙を付すこと。

(2)見積書(任意様式:要社印)1部

\*見積書の記載は、費目当の詳細を記載し、本業務委託費の見積りを提出すること。また、合計欄には消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

## 11. 審査方法

(1)プロポーザルの審査

選定委員会を設置し、提出された提案書等に基づき書類審査を実施する。採点については、審査基準で示す項目に基づいて行う。

なお、選定委員会の委員は別に定めるものとする。

(2)審査結果の通知

プロポーザル選定結果は書面により全提案者に通知する。

## 12. 審査基準

審査における評価項目は次のとおり。

評価項目	評価事項	配点	割合
提案内容	GIGAスクール構想、本業務の目的、内容について理解がなされているか	10点	60%
	学校のニーズを引き出し、適切な研修等事業計画を策定できるノウハウを有するか	20点	
	教員及び児童・生徒にとって分かりやすいマニュアルを作成することができるか	20点	
	GIGAスクールの配置(又は派遣)計画を及び研修等事業計画に基づき、着実にGIGAスクールサポーターを運用するとともに、学校のニーズ変更やコロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の変化に対応できる体制が整っているか	10点	
実施体制	本業務を遂行するにあたり、十分な経験、実績を有しているか	20点	30%
	吉岡町教育委員会及び教員からの問い合わせに対し、速やかに対応できる体制となっているか	10点	

コスト	受託希望金額に対し、最大限の成果が期待できるか	10点	10%
-----	-------------------------	-----	-----

### 13. 受託候補者の選定

受託候補者は、次のとおり選定する。

- (1) 選定委員の採点の平均点数が最も高い事業者を受託候補者とする。
- (2) 同点の場合には、再議のうえ出席委員の多数決により決定するものとする。
- (3) 受託者候補者選定結果通知は令和2年10月下旬頃に、事務局から参加事業者すべてに対して通知する。
- (4) 最高の合計評価点を獲得した者であっても、点数が60点未満の場合は、受託候補者として選定しない。
- (5) 提案者が1者であっても、獲得した評価点の合計が60点以上の場合は、契約候補者として選定する。
- (6) 受託候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から5日以内(土日祝日を除く。)に町長に対し書面(様式任意)によりその理由を求めることができる。

### 14. 契約手続きについて

- (1) 受託候補者を選定したのち、企画提案内容の詳細について協議を行う。その後、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。
- (2) 本契約では、受託候補者が提出する当該業務に係る見積書(候補者選定後の協議を経た仕様書に基づくもの)の金額が、吉岡町が設定する予定価格を下回った場合に契約を締結するものとする。  
なお、受託候補者との協議が整わないときは、次順位の提案者と順次契約に関する協議を行うことができる。

### 15. その他留意事項

- (1) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付する。また、通貨は日本円とする。
- (2) 書類提出後の提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出された提案書等については返却しない。
- (4) 提出された提案書は、プロポーザル方式による候補者の選定のために使用(複製等含む。)し、提案者に無断で他の目的のために使用することはできないものとする。
- (5) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が町と契約を締結する場合には、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止する。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ町の承諾を要する。
- (6) 参加事業者が本プロポーザルを途中で辞退する場合にあっては、選定委員会開催の前日までに町の担当課に文書で連絡のこと。
- (7) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が、参加事業者の失格要件に該当することが判明した場合又は辞退した場合は、次順位の参加事業者と契約締結交渉することができ

る。

(8) 本件に参加するために要する一切の費用は、受託者の負担とする。

16. 問い合わせ先

吉岡町教育委員会教育総務室 担当:高田、瀬谷

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地

電話:0279-26-2285

FAX: 0279-55-5933

MAIL:y-kyou1@town.yoshioka.gunma.jp